

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定	【告示】	水産課	
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	【公告】	経営支援課	
○ 公共測量の実施		監理課	
○ 公共測量の終了		〃	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	
○ 〃		〃	
○ 〃		〃	
○ 〃		〃	
○ 〃		〃	
○ 〃		〃	
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃	
【教育委員会】			
○ 平成三十年度岡山県公立学校長（任期付職員）選考試験の実施		教育委員会	
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第四百三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成二十九年七月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

加入区の名称 真鍋島加入区

〔三三四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 SUPER CENTER PLANT 5 鏡野店

所在地 苫田郡鏡野町布原字一番丁場一三六番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社 PLANT

住所 福井県坂井市坂井町下新庄一五号八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 三ツ田佳史

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社 PLANT

住所 福井県坂井市坂井町下新庄一五号八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 三ツ田勝規

（変更後） 名称 株式会社 PLANT

住所 福井県坂井市坂井町下新庄一五号八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 三ツ田佳史

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社 PLANT

住所 福井県坂井市坂井町下新庄一五号八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 三ツ田勝規

（変更後） 名称 株式会社 PLANT

住所 福井県坂井市坂井町下新庄一五号八番地の一

平成 2 9 年 7 月 2 5 日 岡山県公報 第 1 1 9 0 8 号

代表者の氏名 代表取締役 三ツ田佳史

4 変更年月日

平成 二十九 年 五月 八 日

二 届出年月日

平成 二十九 年 七月 十三 日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成 二十九 年 七月 二十五 日から 同年 十一月 二十七 日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔三一五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十九年七月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

倉敷市老松町四丁目 目地内ほか	測 量 区 域
公共測量（倉敷市都市計画図 修正業務委託）	測 量 の 種 類
平成二十九年七月十八日から 平成三十年三月三十日まで	測 量 期 間

〔三一六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十九年七月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

測 量 区 域	倉敷市寿町地内ほか
測 量 の 種 類	公共測量（倉敷市都市計画図修正業務委託）
終 了 年 月 日	平成二十九年六月三十日

〔三一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字窪田三四一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区浜野一丁目一八浜野宿舍C三〇四号

金谷 直明

金谷 知恵

三 許可番号

岡山県指令建指第六八号

〔三一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二六一三、六二六一四、六二六一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区大福三六二一〇

難波 隼

難波 日和

三 許可番号

岡山県指令建指第四三号

〔三一九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字八幡後八五二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区一宮五四六―四クラヴィエー宮 A 棟一〇二号

麻生 健二

麻生万記子

三 許可番号

岡山県指令建指第二七一号

〔三二〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見三二七―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区三門東町五―一七 二号室

赤沢 亮二

三 許可番号

岡山県指令建指第六五号

〔三二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一六四―一、一五三―一、一五二―一、一五四―一、一五五―一、一五六―二、一五六―一、一五七、一四九―三、一四八―二、一五二―二、一五四―二、一五五―二、一六三―一、一五三―二、一五三―四、一五四―三、一六四―二、一五三―五、一七七―四、一五五―三の一部、一七七―三の一部、一五二―一地先水路の一部、一五二―一から一六四―一地先道、一五四―一から一四八―二地先道、一七七―三地先水路の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖一〇三四―二八

株式会社岡住実践スクール

代表取締役 山田 恵章

三 許可番号

岡山県指令建指第二五四号

〔三二二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市沼一五―二、一五―三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都新宿区信濃町三二

創価学会

代表役員 長谷川重夫

三 許可番号

岡山県指令建指第三号

〔三二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年七月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一六四―一、一五三―一、一五二―一、一五四―一、一五五―一、一五六―二、一五六―一、一五七、一四九―三、一四八―二、一五二―二、一五四―二、一五五―二、一六三―一、一五三―二、一五三―四、一五四―三、一六四―二、一五三―五、一七七―四、一五五―三の一部、一七七―三の一部、一五二―一地先水路の一部、一五二―一から一六四―一地先道、一五四―一から一四八―二地先道、一七七―三地先水路の一部

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖一〇三四―二八

株式会社岡住実践スクール

代表取締役 山田 恵章

五 許可番号

岡山県指令建指第二五四号

◎岡山県教育委員会公告

平成三十年度岡山県公立学校長（任期付職員）選考試験を次のとおり実施する。

平成二十九年七月二十五日

岡山県教育委員会

一 試験種別及び採用候補者見込数

校長（一般職の任期付職員）（若干名）

二 受験資格

次の全ての項目に該当する者であること。ただし、岡山県の公立学校で勤務している者は、出願することはできない。

1 日本国籍を有する者

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条各号に該当しない者

3 民間企業、行政機関、研究機関、教育機関等において、管理職としての経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有する者

4 昭和三十年四月二日から昭和五十八年四月一日までの間に生まれた者

三 任用形態等

1 任用形態

校長（一般職の任期付職員）として任用する。

2 任用期間

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで。なお、採用した日から起算して五年を超えない範囲内で任期を更新する場合がある。

3 勤務先

岡山県内の公立学校（岡山市立であるものを除く。）

四 試験の方法

1 一次試験

書類選考

2 二次試験

一次試験の結果により二次試験の受験資格を得た者に通知する。

五 出願書類の受付期間

1 持参による受験申込みは、平成二十九年七月三十一日（月曜日）から同年九月八

日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前八時三十分から午後五時まで受け付ける。

2 郵送による受験申込みは、平成二十九年七月三十一日（月曜日）から同年九月八日（金曜日）までの間の消印のあるものを受け付ける。

六 出願書類の提出先

岡山県教育庁教職員課評価・企画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

七 その他

1 受験手続その他詳細については、岡山県教育庁教職員課に問い合わせること。

電話（〇八六）二二六―七九一五

2 所定の受験申込書等は、平成二十九年七月二十四日（月曜日）から同年九月八日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、岡山県教育庁教職員課において交付する。また、岡山県教育庁教職員課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/>）からダウンロードすることができる。